

国際標準化戦略目標

資料7

戦略目標

2015年までに欧米諸国に比肩しうるように、国際標準化を戦略的に推進。

国際標準の提案件数の倍増

欧米並の幹事国引受数の実現

現状

我が国のISO・IECへの参画状況は、自国の経済力に見合っているとは言い難い水準

(2001年～2003年平均)

提案件数	ISO			IEC		
	総数	日本	割合	総数	日本	割合
	619	44	7.2%	96	19	19.1%

(2006年2月現在)

幹事国引受数		独	米	英	仏	日	中
	ISO	126	123	100	77	47	9
	IEC	25	25	25	25	13	3
	合計	151	148	125	102	60	12

今後の取組の方針

1. 企業経営者の意識改革

各企業における 経営戦略に直結した標準化部門の設置、 研究開発・知的財産・標準化部門の連携強化、 国際標準化担当者の人事上の適切な評価・処遇等の取り組みを促す。

2. 国際標準の提案に向けた重点的な支援強化

我が国が世界をリードする分野(ナノテク、ロボット、光触媒、ICタグ等)に対して重点的に支援する。

3. 世界で通用する標準専門家の育成

ISO・IECで主導的に活動できる人材を育成する。

4. アジア太平洋地域における連携強化

国際標準提案に関するアジア太平洋地域内の連携を強化し、ISO・IECにおける仲間づくりを強化する。

5. 諸外国の独自標準と技術規制の制定への対応

諸外国の独自標準・技術規制の制定に対応するため、我が国が機先を制して迅速な国際標準提案を行う。

本年10月19日「特許審査迅速化・効率化推進本部」においてとりまとめた、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」に基づき、グローバルな知的戦略の推進、特許審査迅速化、地域・中小企業の知財活用の支援等を推進。

グローバルな課題への対応

< 国際的な制度調和 >

- 日米欧三極特許庁会合において、出願様式の統一、日米間での「優先権書類」の電子的交換に合意¹。
→ 三極の出願人の経費を、715億円削減。
- 特許制度の調和に関する先進国会合を日本が主催し、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」の条文案を検討し、早期実現を目指す。

< 特許審査協力 >

- 「特許審査ハイウェイ」²について、米国との試行(本年7月～)に続き、19年4月から韓国との間でも開始。英、加、豪への拡大を検討。

< 模倣品・海賊版対策 >

- 模倣品・海賊版撲滅集中キャンペーンの実施。
- 官民合同ミッションの派遣拡大。
- 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。

1. 「優先権書類」は、第1国出願を基礎として第2国への出願を行う出願人のために、第1国特許庁が出願日を証明する書類。今回の日米合意により、来年7月には三極特許庁間での電子的交換が実現(日欧間は既に実施済みであり、欧米間は来年1月に実施予定)。
2. 第1国で特許となった出願について、第2国においても簡易な手続きにより早期審査を受けることができる制度。

地域経済の活性化支援

「地域団体商標」

一定範囲の周知性があれば
文字のみで登録可

= 「地域名 + 商品(サービス)名」
により、地域ブランドを適切に保護。

→ **地域経済の活性化を支援!**

具体的な登録例



豊岡鞆
出願人
兵庫県鞆工業組合



関さば
出願人
大分県漁業協同組合

備考1. 平成18年4月1日から受付開始。 出願件数: 625件(12月4日現在)
2. 登録査定件数: 79件(12月4日現在)。 その他の出願は、現在審査中。

新たな特許行政の基本方針(平成18年10月19日) (ポイント)

特許審査迅速化・効率化推進本部(本部長:経済産業大臣)において、本年1月に策定した行動計画の進捗状況を点検しつつ、安倍内閣の基本方針、「経済成長戦略大綱」等を踏まえ、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」をとりまとめた。

行動計画の進捗状況

< 特許審査迅速化の目標(短期) >

- 審査順番待ち期間: 18年度目標は28ヶ月、10月時点で25.7ヶ月。

(参考) 審査順番待ち期間を2013年(平成25年)に11ヶ月に短縮し(世界最高水準)、最終的にゼロを目指す。(「経済成長戦略大綱」(18年7月6日「財政・経済改革一体会議決定」))

- 一次審査件数: 18年度目標は29万件(前年度比2割増)、10月時点で18.0万件(前年度同月比+28.6%)。

< 特許審査効率化の目標(中期) >

- 審査官一人当たりの年間処理件数(請求項): 22年度目標は1,400項(5年間で30%増)のところ、18年度は1,300項(前年度比+14.3%)の見込み。
- 先行技術調査外注の増大: 22年度目標は24万件(5年間で25%増)のところ、18年度は19.2万件(前年度比+2.6%)の見込み。
- 審査に係る直接コスト(一請求項当たり): 22年度目標は2.2万円のところ、18年度は2.3万円となる見込み(予算ベース)。

1. 審査当局による取組

- 任期付98人を含む審査官110人の定員増(4月～)。16～18年度までの累計で、任期付294人を含む審査官342人の定員増を実現。
- 日米間で特許審査ハイウェイの試行開始(7月～)。

2. 産業界等の取組の促進・支援

- 大臣と有識者が意見交換を行う特許戦略懇談会を開催(7月)。特許庁長官等と企業のトップとの意見交換(トップ懇談)を実施(随時)。
- 企業の戦略的ノウハウ管理を促進し、出願の厳選及び技術流出防止にも資する「先使用権制度ガイドライン(事例集)」を公表(6月)。
- 審査請求の取下げ等に係る審査請求料全額返還制度の導入(8月～)。
- 特許査定率、海外出願率など、企業の出願関連情報を公表(4月・9月)。
- 出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行うこと等に関し、全国の弁理士(6,700人)に対し、日本弁理士会経由で協力要請(9月)。

3. 中小企業に対する配慮

- 早期審査制度の手続きの簡素化(7月)。
- 資力に乏しい法人を対象とした特許料等の減免制度の要件緩和(8月)。
- 特許先行技術調査に対する支援の充実(4月～)。
- 全国3千カ所の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置(7月)。

イノベーション促進のための 特許審査改革加速プラン (4分野・20項目)

第1 グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化

- 日韓間における特許審査ハイウェイの開始(19年春～)、欧州、英、独、加、豪等との間での実現につき、早急に結論を得る。
- EPA交渉等を活用し、アジア地域等の途上国に対する知的財産制度の整備や運用改善に向けた協力等を実施(随時)。
- 先進国会合において、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」条文案の合意を目指す(本年11月)。
- 出願様式の統一につき、三極長官会合における合意を目指す(本年11月)。
- 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。
- 交渉入りを検討中の先進国(豪・スイス等)とのEPAにおける高レベルの模倣品対策関連規定の追求。
- 官民合同模倣品対策ミッションの派遣拡大(中国に加え、アジア諸国等/19年度～)。
- 企業の模倣品対策に対する支援の拡充(19年度～)及び「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」(本年12月)など消費者に対する啓発普及。

第2 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

- 任期付100人を含む審査官149人の定員増を要求(19年度～)。
- 先行技術調査の民間外注を22.6万件(前年度比+18%)に拡大(19年度～)。
- 審査に関する品質管理体制の強化(19年度～)。
- 光ディスクなど重要技術分野における学術文献等データベースの充実(19年度～)。

第3 企業における戦略的な知財管理の促進

- トップ懇談の継続(本年度中に合計50社)。
- 産構審知的財産政策部会における「戦略的発明管理ガイドライン(事例集)」(仮称)のとりまとめ・公表(本年度中)。
- 特許戦略懇談会の開催(19年度初頭)。
- 特許電子図書館(IPDL)の機能強化、特許と論文情報の統合検索を可能とするための特許公報照会システムの運用開始(本年度中)。

第4 地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化

- 活動・成果目標に基づく地域知財戦略本部の活動の充実(19年度～)。
- 特許先行技術調査に対する支援の更なる拡充(19年度～)。
- 地域における相談窓口である知財駆け込み寺の機能強化(19年度～)。
- 中小企業支援施策の普及の抜本的強化(本年度中)。